

事 務 連 絡

令和 2年5月20日

北海道 各地方公共団体

所有者不明土地法担当部局 御中

北海道所有者不明土地連携協議会

災害により被災した地方公共団体に対する

所有者不明土地連携協議会を活用した支援について

近年、道内では、平成28年8月に相次いで発生し上陸した台風や平成30年9月に発生した胆振東部地震など、各地で大規模な災害が発生しているところ、これらの被害を受けた地方公共団体においては、迅速な復旧作業が求められることになると考えます。

つきましては、被災地において、迅速な復旧が進められるよう用地取得等の技術的な支援が必要な際には、所有者不明土地連携協議会の相談窓口を活用してください。

また、被災した地方公共団体が、土地所有者等の探索に関する具体的な方法やその進め方等について、直接、用地取得等の技術的な支援を受けたい場合、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」第41条の規定に基づき、国土交通省職員の派遣を要請することができるので、併せて検討してください。